

骨髄等ドナー助成金の交付について

砺波市では、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という）を提供されたドナーの方で、所属する企業・団体等にドナー休暇制度がない方に対し助成金を交付します。

<対象となる方>

次の要件を全て満たす方

- ・ 骨髄等の提供を行った日（又は中止となった日）において市内に住所を有していること。
- ・ 骨髄バンクから骨髄等の提供に係る手続きを証明する書類の交付を受けていること。
- ・ 所属する企業、団体等にドナー休暇制度がないこと。
- ・ 他の地方公共団体等から同種の助成金の交付を受けていないこと。
- ・ ご夫婦及び同一世帯家族に市税等の滞納がないこと

<助成する金額>

骨髄等の提供のための面接、通院及び入院の日数に2万円を乗じた額です。

ただし、1回の骨髄等の提供につき14万円（7日間）を上限とします。

*令和5年4月1日以降の通院等が対象です。

<申請に必要なもの>

骨髄等の提供が完了した日又は中止となった日から90日以内に次の書類を砺波市健康センターへ提出してください。

- 1 砺波市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書
- 2 公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供に係る通院等の日数を証明する書類

<お問い合わせ先>

砺波市健康センター（市立砺波総合病院北棟2階）

砺波市新富町1-61 Tel 32-7062 Fax 32-7059